

## 福岡市テレワーク促進サポーター企業規約

### (目的)

第1条 本規約は、市内中小企業が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、緊急時における事業継続対策、非対面型ビジネスモデルへの対応等、企業のビジネス環境強化に資するために、在宅勤務等を可能とするテレワーク環境構築を促進することを目的とする福岡市テレワーク促進事業の取組に賛同し、これからテレワーク等の環境整備に取り組む市内中小企業に対して、技術的な支援及びコンサルティング等による支援が可能な企業、団体及び個人等（以下「企業等」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるもの。

### (登録された企業等の呼称)

第2条 本規約により登録された企業等の呼称は、福岡市テレワーク促進サポーター企業（以下「サポーター企業等」という。）とする。

### (登録要件)

第3条 サポーター企業等への登録は、福岡市内に事業拠点を置き、福岡市テレワーク促進事業の趣旨に沿って、市内中小企業に対する支援として次のいずれかに該当する事業を行っているもの（政治団体、宗教法人、反社会的勢力、その他福岡市がサポーター企業等として登録することが不相当であると認める者を除く。）を対象とする。

- (1) テレワーク導入に係る支援
- (2) 就業規則等の変更、労務管理・制度改革等に伴うコンサルティング
- (3) 勤怠管理システム等の導入に係る支援
- (4) その他、福岡市テレワーク促進事業の趣旨に沿った取組と認められる支援

### (事務局)

第4条 サポーター企業等に係る総合的な調整等の事務局業務については、福岡市テレワーク促進委員会（以下「促進委員会」という。）が担う。

### (役割)

第5条 サポーター企業等は、福岡市テレワーク促進事業の趣旨に沿って、これからテレワーク等の環境整備に取り組む市内中小企業の求めに応じ、第3条各号に規定するいずれか又は複数の支援を行う。

### (費用)

第6条 サポーター企業等は、第3条各号に規定する支援業務にかかる費用について、サポーター企業等が独自で設定しているサービス費用等を、これからテレワーク等の環境整備に取り組む市内中小企業に対して直接請求する。

### (登録手続)

第7条 サポーター企業等の登録を受けようとする企業等は、専用のウェブサイト上申込みフォームから、登録の申請を行う。

### (登録処理)

第8条 促進委員会は、前条により登録の申請があった企業等について、第3条の要件を満たしている

ことを確認した場合は、サポーター企業等への登録を認め、専用のウェブサイトにて企業等の名称及び第3条各号に規定する支援可能な取組内容のほか、必要な情報を掲載する。

2 促進委員会は、これからテレワーク等の環境整備に取り組む市内中小企業から支援の相談があった際には、その相談内容に応じ、対応可能なサポーター企業等を紹介する。

(登録の変更及び取消し)

第9条 サポーター企業等は、実施する取組内容に変更が生じた場合は、促進委員会に対して変更の申請を行う。

なお、実施する取組内容を行わなくなった場合は、速やかに促進委員会へ連絡する。

2 サポーター企業等が本規約に違反した場合又はその疑いがある場合は、本制度に対する社会的信頼保持等の観点から、サポーター企業等の登録を取り消すことがある。

(登録終期)

第10条 サポーター企業等の役割は、福岡市テレワーク促進事業の終了に合わせて終了する。

(登録企業等の協力)

第11条 サポーター企業等は、福岡市又は促進委員会から自らが実施する取組内容の状況や実績等について確認を求められた場合は、可能な範囲で協力する。

2 サポーター企業等は、福岡市又は促進委員会から取組内容の状況や実績等に係る広報活動等の協力依頼を受けた場合は、可能な範囲で協力する。

(事故、苦情等の処理)

第12条 サポーター企業等は、その責めに帰すべき事由により、これからテレワーク等の環境整備に取り組む市内中小企業への支援業務の過程において、その市内中小企業及び第三者に、苦情等が発生した場合又は損害を与えた場合は、サポーター企業等の自己の責任において対応し、解決する。

(規約等の改訂)

第13条 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂する場合がある。

2 改訂後の規約は、専用のウェブサイト等で閲覧可能となった時点から有効となるものとする。

附 則

この規約は、令和2年4月23日から施行する。